

2016年度 法科大学院

第2期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 30分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 管轄の合意に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 管轄の合意は、事物管轄についても土地管轄についても、絶対に認められない。
2. 管轄の合意は、事物管轄については、絶対に認められないが、土地管轄については認められる場合がある。
3. 管轄の合意は、事物管轄については認められる場合があるが、土地管轄については絶対に認められない。
4. 管轄の合意は、事物管轄についても土地管轄についても認められる場合がある。

問2 当事者に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人も当事者である。
2. ある訴訟の訴訟物たる権利義務の帰属主体とその訴訟の当事者は常に一致する。
3. 訴訟はその係属中に原告や被告が死亡すると終了する場合がある。
4. 第1審の被告は、控訴審では被控訴人、上告審では被上告人と呼ばれる。

問3 訴えと判決の種類に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 離婚の訴えに対する請求棄却判決は確認判決である。
2. 会社設立無効の訴えに対する請求認容判決は確認判決である。
3. 債務の不存在確認を求める訴えに対する請求認容判決は確認判決である。
4. 不動産の所有権移転登記を求める訴えに対する請求棄却判決は確認判決である。

問4 訴えの利益に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 現在の給付の訴えについては、原則として、現在の給付の訴えであるということだけで、訴えの利益が認められる。
2. 将来の給付の訴えについては、給付義務者が現在すでに義務の存在等を争っている場合に限り、訴えの利益が認められる。
3. 給付請求権について、給付の訴えが可能な場合には、その存在又は不存在の確認を求める訴えには、原則として、訴えの利益が認められない。

4. 積極的確認の訴えが可能な場合には、消極的確認の訴えには、絶対に訴えの利益が認められない。

問5 弁論主義と職権探知主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 弁論主義の下でも職権探知主義の下でも、裁判所は、当事者が主張しない事実を裁判の基礎としてしん酌することができる。
2. 弁論主義の下でも職権探知主義の下でも、裁判所は、当事者間に争いのある事実を裁判の基礎としてしん酌することはできない。
3. 弁論主義の下では、裁判所は、例外なく、職権で証拠調べをすることはできない。
4. 職権探知主義の下では、裁判所は、例外なく、職権で証拠調べをすることができる。

問6 口頭弁論に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。
2. 決定で完結すべき事件については、原則として、裁判所は、口頭弁論をすべきか否かを自由に定めることができる。
3. 裁判所は、当事者の申立て及び相手方の同意があれば、口頭弁論の併合を命じなければならない。
4. 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

問7 争点及び証拠の整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があるときは、当事者の意見を聴くことなく、準備的口頭弁論を行うことができる。
2. 裁判所は、受命裁判官に準備的口頭弁論を行わせることができる。
3. 裁判所は、当事者が期日に出頭しないときは、弁論準備手続を終了することができる。
4. 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、弁論準備手続に付する裁判を取り消すことができる。

問8 当事者尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、職権で、当事者本人を尋問することができる。
2. 当事者本人を尋問する場合には、裁判所は、原則として、その当事者に宣誓をさせなければならない。
3. 宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
4. 裁判所は、受託裁判官に裁判所外で当事者本人の尋問をさせることはできない。

問9 裁判によらない訴訟の完結に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴えは、本案について終局判決があるまでに限り、その全部又は一部を取り下げることができる。
2. 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、受命裁判官又は受託裁判官に和解を試みさせることができる。
3. 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論の期日において口頭でなされなければならない。
4. 訴えの取下げを調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

問10 判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をしなければならない。
2. 裁判所は、独立した攻撃又は防御の方法その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間判決をすることができる。
3. 裁判所は、当事者が申し立てていない事項については、絶対に判決をすることができない。
4. 裁判所は、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭しなかった場合において、出頭した相手方の申出があるときは、審理の現状に基づき、終局判決をしなければならない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 捜査に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜査とは、犯人の発見・確保及び証拠の収集・保全のことをいう。
2. 刑事訴訟法は、捜査機関として司法警察職員と検察事務官の2種を定めている。
3. 捜査の端緒となる職務質問とは、警察官が挙動不審な者を発見した際にこれを停止させて質問することをいう。
4. 告訴とは、被害者やその法定代理人が、捜査機関に対し、犯罪事実を告げて犯人の処罰を求める意思表示をいう。

問2 逮捕に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 捜査機関は、犯罪を認知したときは犯人を逮捕しなければならない。
2. 現行法が認める逮捕には、現行犯逮捕と緊急逮捕の2種がある。
3. 現行犯人とは、現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者を指す。
4. 現行犯逮捕及び緊急逮捕において令状が発付されることはない。

問3 弁護人の選任に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者は、身柄が拘束されているか否かにかかわらず、何時でも弁護人を選任することができる。
2. 弁護人の選任権は、被疑者の法定代理人や配偶者も有している。
3. 弁護人の選任は、弁護人と被疑者が連署した書面を捜査機関に提出して行うのが一般的である。
4. 貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときに裁判所が弁護人を選任する国選弁護制度は、起訴前段階には認められていない。

問4 起訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 起訴の権限は検察官のみに属する。これを起訴独占主義という。
2. 検察官は、捜査の結果、犯罪の証明が十分でないと判断せざるを得ない場合でも起訴することができる。
3. 付審判請求手続は一般国民に起訴の権限を付与したものである。

4. 検察官は、犯罪の嫌疑・証拠が揃っている場合、起訴猶予処分をすることはできない。

問5 公判のための準備に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 起訴後、裁判所は、遅滞なく、起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。
2. 公判期日を指定するのは裁判長の権限である。
3. 公判前整理手続は、事件の争点と証拠を整理する手続である。
4. 公判前整理手続には、検察官手持ち証拠の証拠開示手続は設けられていない。

問6 公判廷の構成に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 公判期日への出頭は、被告人にとって義務ではあっても権利ではない。
2. 死刑又は無期もしくは長期3年を超える懲役・禁錮に当たる事件については弁護人の出頭が公判開廷の要件となる。
3. 裁判所の構成の方法は合議制のみであり、単独制は設けられていない。
4. 公判期日における法廷の秩序を維持する法廷警察権は検察官が行使する。

問7 訴因変更に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴因を追加することはできるが、撤回することはできない。
2. 訴因変更は、公訴事実の同一性を害しない限度でなされる。
3. 公訴事実の同一性があっても、時機に遅れた変更が許されない場合がある。
4. 裁判所が発した訴因変更命令には、訴因を変更する効果はないとされている。

問8 証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 証拠調べの差異による証拠の分類として、証人などを人証、供述調書などを物証、犯行に使用された凶器などを書証と呼ぶ。
2. 犯罪事実のうち行為や結果など客観的事実については厳格な証明による必要があるが、故意や過失など主観的事実については自由な証明で足りるとされている。
3. 証拠の証明力は裁判官の自由な判断に委ねられ、これを自由心証主義と呼ぶ。
4. 構成要件該当事実については検察官が実質的挙証責任を負うが、正当防衛や責任無能力など違法・責任阻却事由については被告人側が実質的挙証責任を負う。

問9 伝聞法則に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被告人以外の者の検察官の面前における供述録取書面で署名・押印があるものは、その供述者が死亡して公判期日において供述することができないときに証拠能力が認められる。
2. 捜査機関の検証調書は、作成者が公判期日に証人として尋問を受け、それが真正に作成されたものであることを供述したときに証拠能力が認められる。
3. 被告人の供述を録取した書面で署名・押印があるものは無条件で証拠能力が認められる。
4. 伝聞法則により本来排斥される書面であっても、検察官及び被告人が証拠にすることに同意すれば証拠能力が認められる。

問10 裁判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判は、これを受ける者に対して告知されたとき成立するが、その後においても、評議に基づけば、裁判所はこれを自由に変更できる。
2. 有罪判決において、刑の執行を猶予する場合、その猶予については主文に記載する必要はなく、理由中に記載があれば足りる。
3. 有罪・無罪の実体裁判の確定により、同一事件について再度の公訴提起を許さない効力が生じ、これを一事不再理効という。
4. 公判中に被告人が死亡した場合には無罪判決が言い渡される。

(解答は全て解答用紙に記入すること)